

令和3年度第2回坂戸市総合教育会議議事録

会議の名称	令和3年度第2回坂戸市総合教育会議	
開催日時	令和3年12月21日(木) 開会：午後3時30分 閉会：午後4時24分	
開催場所	坂戸市役所 301・302会議室	
出席者	構成員	○坂戸市長 石川 清 ○教育委員会 教育長 安齊 敏雄 教育長職務代理者 小川 一信 教育委員 蓼沼 康子 教育委員 松井 正樹 教育委員 毛利 陽子
	事務局等	○会議の事務局(教育委員会) 教育部長 宮崎 勝 教育部長 谷口 義明 次長兼社会教育担当副参与 岡田 全弘 社会教育課長 栗生田 一裕 歴史民俗資料館学芸員 山本 良太 教育総務課長 岡本 行弘 教育総務課副課長 加賀谷 順子 教育総務課課長補佐 山崎 憲次郎 教育総務課係長 藤野 陽介 ○市長部局 総合政策部長 楠本 圭司 次長兼企画調整幹 石坂 知巳
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 協議事項 (1) 市内古墳の保存と活用について (2) その他 4 その他 5 閉会	
傍聴者	1名	
発言者	発言内容	
事務局	ただ今から、令和3年度第2回坂戸市総合教育会議を開会させていただきます。はじめに、石川市長より御挨拶をお願いいたします。	

市長	<p>本日は、令和3年度第2回総合教育会議を招集させていただきましたが、お忙しい中御参集いただき、ありがとうございます。</p> <p>今回は、令和3年度になりましてから第2回目の総合教育会議となります。本市教育行政の様々な課題について今後も、教育委員会と連携して、教育行政を推進していくため、有効的な会議にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議では、市内古墳の保存と活用について、ご協議いただきたいと考えております。教育行政における重要課題でありますので、慎重審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、安齊教育長より御挨拶をお願いいたします。</p>
教育長	<p>坂戸市教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、石川市長におかれましては、公務御多用の折、総合教育会議を開催していただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議では、市内古墳の保存と活用について、市長から直接ご意見を賜り、それらを踏まえ教育委員会としても十分協議し、進めてまいりたいと思います。</p> <p>様々な教育課題に柔軟に対応していくには、教育委員会と市長部局関係各課との連携が不可欠であると考えています。</p> <p>この総合教育会議を通して、市長と教育委員会との更なる意思疎通を図り、今後の教育行政の推進を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入りたいと存じます。議事進行につきましては、坂戸市総合教育会議設置要領第4条第1項の規定により、石川市長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、次第に沿って進めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。はじめに、次第3協議事項(1)市内古墳の保存と活用について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>御説明を申し上げます。</p> <p>それでは、「市内古墳の保存と活用について」担当課である社会教育課よりご説明いたします。A3の総合教育会議資料をご覧ください。</p> <p>古墳時代における坂戸市域では、数多くの古墳が築造されており、</p>

現在までに約200基が確認されております。多くの古墳は長い歴史の中で、消滅しましたが、今もなお市内において当時の姿をとどめている古墳も存在します。これら身近な文化財である古墳について、取り巻く現状や課題を整理し、保存及び活用へ向けた方策を模索したいと考えております。

まず、1番の坂戸市域における古墳の概要についてご説明いたします。坂戸市における古墳の築造開始年代は古墳時代中期後半にあたる5世紀後半にさかのぼります。A3資料と主に別紙でお配りしております、坂戸市古墳分布についてもご参照ください。市の東部では、分布図中右側の小沼地区のC牛塚山古墳群において古墳の築造が開始されます。また、市の西部では、現在のにつさい花みず木にあたる入西遺跡群において大規模な集落が形成されます。それに伴い、台地の縁辺部では、分布図Pの三福寺古墳群、Qの大河原古墳群、Rの善能寺古墳群などの古墳群が築造を開始いたします。古墳時代中期後半の代表的な古墳としては、武器、武具、青銅鏡などの豊富な副葬品が発見された三福寺古墳群の1号墳こと入西石塚古墳や、埋葬施設である舟形木棺の痕跡が発見された大河原古墳群の1号墳、市内最古段階に位置づけられる円筒埴輪が大量に出土した善能寺古墳群の12号墳などが挙げられます。次の古墳時代後期である6世紀になると、市内の集落遺跡が増加し、それに伴い古墳の築造も活発になります。市東部では、分布図中Dの雷電塚古墳群において県指定史跡でもある全長47mの前方後円墳、雷電塚古墳が、6世紀前半段階に築造されます。また、市の西部では、6世紀後半段階頃から、分布図中の左側に当たる毛呂山町との行政界において塚原古墳群の築造が開始されます。この古墳群は、毛呂山町側にも伸びており、大類古墳群とされております。塚原古墳群と大類古墳群の両古墳群を合わせて通称苦林古墳群とも称されており、20mから40m級の前方後円墳が坂戸市側で3基、毛呂山町側で2基発見されており、いずれも塚の部分である墳丘が当時の形をとどめております。そのほか円墳も数多く残っており、古墳群の保存状態としては市内随一の極めて良好な状態といえます。

そして、古墳時代終末期である7世紀になると、市内では分布図中のGにあたる新町古墳群において、入間郡最大規模を誇る、全長67mの前方後円墳、胴山古墳の築造が築造されます。これを最後に、市内での前方後円墳の築造が終了いたします。その後、清水町のIにあたる新山古墳群では、一辺約50mの方墳である新山2号墳が築造され、現在緑地公園として墳丘の一部を保存し、案内板を設置しております。浅羽野地区では、Lの土屋神社古墳、成願寺地区ではSの石上神社古墳、石井地区ではFの勝呂神社古墳などの大規模な円墳が市内

各所に相次いで築造されます。このように、坂戸市では、市域のいたるところで連綿と古墳が築造され続けており、当市の歴史を語る上での特色の一つと位置付けられます。

続きまして、2番のこれら古墳を取り巻く現状と課題についてご説明いたします。令和3年12月現在、市内で発見された古墳の数は200基となっております。そのうち現段階で塚の高まりが確認できる状態で現存している古墳は59基となっております。141基については開発等によって既に地上から姿を消しており、市内における古墳の残存率は29.5%となっております。また、直近10年間で、協議の結果、やむを得ず発掘調査による記録保存となり、姿を消してしまった古墳は4基となっております。消滅の原因は、大半が宅地造成によるものであり、開発と古墳の保存のバランスが課題であるといえます。またA3資料の右側中央に掲載している北峰古墳群の1号墳では、平成28年度、宅地造成が塚の一部にかかり、墳丘の保存措置を講じており、墳丘の保存はできたものの、敷地の境界となるフェンスが墳丘上に設けられ、景観としては大きく変化してしまいました。これは、古墳を文化資源として保存することの難しさを如実に表している事例と言えます。資料右側の棒グラフにて示しております、古墳群別にみた残存状況一覧においても、総じて消滅してしまった古墳の多さが目立つ状況となっております。しかしながらグラフの一番上にあたる塚原古墳群のみ、現状確認されている墳丘すべてが残存している稀有な状況にあり、地域の貴重な文化資源として早急な保存措置を講ずる必要があると考えております。現在市内では、土地所有者の高齢化に伴い、古墳の寄附に関する問い合わせが社会教育課へ寄せられることもございます。また、近隣自治体においては、古墳のある土地の利用方法として、太陽光発電施設などの設置が検討される事例も発生しており、今後墳丘が現存する古墳を取り巻く環境は一層厳しいものになることが予想されます。市内に残る貴重な文化遺産である古墳を開発の波から守り、未来へ受け継いでいくためにも、市内古墳の保存・管理方針の策定は喫緊の課題であると言えます。また、本市が誇る文化的資源でもある古墳の持つ魅力をどのように周知・普及・啓発していくのか。そのPR方法についても検討が必要な状況でございます。

最後に3番の保存と活用に向けて、現在の当課の考える方向性についてご説明いたします。坂戸市内に残っている多くの古墳は、他の自治体では欲しくても獲得することのできない坂戸市固有の財産です。これを保存し活用することは、利用価値の見出しにくい土地と言われた古墳が、「生きた教材」として市民の豊かな学習活動の一助とな

り、整備を進めることで有効な観光資源へととなりうると考えております。しかしながら、限られた予算と人員の中ですべての古墳を守るのは困難です。そのため、市内古墳の保存に向けては、積極的に保存を検討すべき古墳を明確化し、優先順位を決めることが現実的であると言えます。また、史跡指定された古墳の管理に関する公的補助制度の整備や、古墳の寄附や用地取得までのプロセスを明確化し、即座に対応可能な体制の構築も必要な作業と言えます。そして、保存すべき古墳については、個別に保存活用計画を策定し、現実的かつ最も有効な活用方法を検討していくことが重要となります。古墳の具体的な整備方針やかかる予算については対象となる古墳の保存状態、整備の目指す方向性によって大きく変わるため、具体的なことは現段階では申し上げることができませんが、参考資料として、別紙に市内古墳の現状と、近隣市町村の事例、古墳整備のモデルケースについて資料を添付させていただきました。最上段については、坂戸市西部にある塚原古墳群の5号墳、6号墳の現状です。両古墳はいずれも個人所有のものとなります。中段に掲載してある毛呂山町の大類古墳群の1号墳および2号墳はいずれも公有地であり、下草の除去が行われ、1号墳については案内板が設置されております。地図にも示した通り、上段の塚原5号墳および6号墳とは至近の距離であり、行政界を境界として古墳の整備状況が大きく異なっております。下段には、本市の古墳を整備するにあたってのモデルケースとして、樹木の間伐などによって整備された古墳群の例を挙げております。左側はふじみ野市の権現山古墳群で、現在遊歩道と案内板が設置された公園として整備されております。右側は秩父市にある県指定史跡の飯塚・招木古墳群です。ほとんど手を加えず、公園化もされていませんが、案内板が設置されております。坂戸市においても、大規模な墳丘復元を伴う整備計画ではなく、最低限の樹木の間伐や、下草の除去を行ったうえで、トイレ、遊歩道、案内板などを整備し、自然環境との調和を図る最低限の古墳整備を実施した「古墳の森公園」のような整備方針が望ましいと考えております。また、市内各所に単体で存在する古墳については、案内板を設置したうえで、文化財周遊マップなどを作成することで、市民の健康増進を図るイベントの企画や、「今と昔の共存のするまちさかど」として文化資源を面的な観光資源として活用を図ることが可能となります。古墳群を面的に整備した「古墳の森公園」は、市内の歴史教育における生きた教材として、児童・生徒の社会科見学や、観光スポットになるだけでなく、市街化著しい本市において数少ない里の雑木林として、動植物環境の保護やそれを利用した自然観察会などを開催し、多世代の生涯学習の場、市民の憩いの場として、本市特有の

	<p>財産となることが期待できます。今後も周辺の整備事例を含め、方向性を検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>(1) 市内古墳の保存と活用について、皆さんからご意見等ありませんでしょうか。</p>
松井委員	<p>市内には多くの古墳があり、坂戸市の財産として大変素晴らしいものだと思います。事務局の説明した計画はこれまでもあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>新山2号墳につきましては、宅地造成の際に、緑地を残していただくということで保存ができています。雷電塚古墳につきましては、県の指定史跡として、案内板が設置された上で保存ができています。塚原古墳群につきましては、大きな保存活動は現在行われておりません。</p>
松井委員	<p>土地所有者の代替わりが進み、土地の寄附寄贈に関する問い合わせがあるとのことですが、市として何らかの手立てを講じなければ、土地が売却されたり、場合によっては古墳が崩壊することがあるということでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでの開発の波の中で200基あったものが59基になっていますので、古墳がなくなっていく現実が生じる可能性があります。</p>
松井委員	<p>保存するためにはお金が必要だと思います。全ての古墳の保存ができれば良いですが、対象を絞って計画を練る必要があるとのことでした。具体的には、塚原古墳群になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>保存状態の良い塚原古墳群については、最初に優先する古墳群と考えています。</p>
市長	<p>住居址は発掘調査すれば家が建てられると思いますが、古墳に家は建てられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>法律上は建てることができます。</p>
市長	<p>発掘調査を全くしていない古墳群はいくつありますか。</p>

事務局	全てを把握できてはいないですが、塚原古墳群に関しましては、13基全てで発掘調査はされていません。墳丘につきましては発掘調査がされていないものの方が多い状況です。
市長	全て個人のものでしょうか。
事務局	新山古墳群が公有地化されているもの以外につきましては、基本的には個人のものとなりますが、お寺や神社が所有しているものが多いです。
市長	人間は古墳があるところに住んでいたのでしょうか。それとももっと川に近いところに住んでいたのでしょうか。
事務局	古墳時代に関しましては、古墳があるところと人間が住んでいたところは一致しません。その前の時代や古墳時代が終わった後につきましては、古墳があったところに人間が住んでいたことが確認されています。
市長	なぜ古墳時代は終わったのですか。
事務局	「大化の薄葬令」が發布されたことにより、古墳の造営がなくなったことが原因です。
市長	坂戸市は住居址が多いです。住居址があるのは面白いところです。高麗川を見ても入西側にはありますが、粟生田側にはありません。川の形が違ったのではないのでしょうか。
事務局	その可能性はあると思います。
市長	法律上家を建てて良いのであれば、市でその土地を買うか、寄附してもらえないのではないのでしょうか。
松井委員	寄附をしても良いという考えの方はいらっしゃいますか。
事務局	塚原古墳群の5号、6号墳につきましては、土地の所有者の方が同じ方ですが、落ち葉や枝が落ちることで、近隣の方から伐採ができないかと話があり管理できないため、市に寄附したいとの話があります。

事務局	<p>財政上の見地等の様々な事情を考慮しまして、塚原古墳群の5号墳、6号墳の所有者に対しましては、昨年、今後検討させていただきたいとお伝えしています。</p>
教育長	<p>洞山古墳についても申し出がありましたよね。</p>
事務局	<p>正式な申し出はありませんでしたが、環境産業部に落ち葉の関係で相談がありました。環境産業部から調査の依頼を受けており現在調査中です。</p>
市長	<p>古墳の保存を進めたいところですが、寄附の受付ができていない現状があります。どのように保存を進めていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>財政上の見地等の様々な事情を考慮し、整備計画を立てた上で寄附の受付をしていきたいと考えています。また、優先順位を考慮しながら資料にあるような保存方法を計画していきたいと思います。</p>
市長	<p>優先順位は誰が決めるのですか。</p>
事務局	<p>学芸員を中心に、様々な研究者の意見等を聞きながら決めていくのが望ましいと考えます。</p>
市長	<p>発掘調査の件数が多い中で、保存計画を進めるのは難しいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>保存計画を進める上では学芸員の人材不足も課題となっています。また、土地の所有者の代替わりが進む現状の中で古墳がなくなっていくスピードがかなり早まっています。また、毛呂山町の方から太陽光発電の開発が徐々に坂戸側に北上している現状があり、特に塚原古墳群については雑木林の中にあり活用が難しく、開発の波に飲まれる危険があります。</p>
市長	<p>毛呂山町と一緒に保存活動を進めていくのが良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>毛呂山町の担当者とは、両市町で整備を進めれば県指定や国指定の史跡になるのではないかと意見交換をしています。</p>

市長	その整備にはどのぐらいの費用が必要なのでしょうか。
事務局	実際にこの古墳の計画をしてみないとわからない部分ではありますが、具体例を申し上げますと、高崎市で古墳の寄附を受けた事例がありまして、その古墳の整備にかかった費用は数千万円とのことでした。
市長	塚原古墳群は寄附してもらえるのでしょうか。
事務局	5号墳、6号墳に関しましてはこれからの交渉次第では寄附していただける可能性もありますが、必ずしも全ての地主の方から寄附していただけるかどうかはわかりません。
市長	市が買うのか、寄附していただけるのかは難しい交渉だと思いません。
事務局	塚原3号墳につきましては、お寺所有のものとなっておりますが、以前の測量調査で二十数名の地主の方がいることがわかっています。ほとんどの地主の方が坂戸市、鳩山町、毛呂山町の方でした。
市長	開発の話は来ているのですか。
事務局	開発の話が一度来ていますが、古墳を全て破壊して家を建てるとなるとかなりの発掘調査費用になるとのことで、話がなくなったと聞いています。
市長	住居址にしても古墳にしても、一番良い保存方法はそっとしておくことではないでしょうか。
事務局	このままでは開発の波に飲まれてしまいます。
市長	今は人間的にも様々な理由で手を付けるのが難しいと思います。家を建てたり工場を建てたりする際の発掘調査に迫られている現状があります。発掘調査したものを整理するのに30年以上かかるのではないですか。
事務局	現在の人員では非常に難しいと思います。

<p>教育長</p>	<p>毛呂山町の大類古墳群2号墳を見に行きましたが、感動しました。欲を言えば古墳整備のモデルケースに示されている秩父市やふじみ野市のような公園ができれば良いですが、そこまでの整備が難しいようであれば、毛呂山町のように、木々の伐採や案内板の設置ができれば良いのではないかと思います。</p>
<p>市長</p>	<p>個人の土地であり、買う予算もなく協力していただくしかありませんが、それもなかなか難しいのが現状です。</p>
<p>松井委員</p>	<p>何平米ほどある古墳群ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>具体的な平米数は不明ですが、かなり密集しているような状況です。</p>
<p>市長</p>	<p>それは何年ぐらいの間にそれだけ密集したのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>詳細な調査はされていないですが、6世紀後半頃に全て作られたものとされています。</p>
<p>市長</p>	<p>同じ一族によるものですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ここから南下し毛呂山町の方に延びていっているためそう考えられます。また、これだけ前方後円墳が密集している場所は、埼玉県内でもほぼ残っていないような状況ですので、同じ一族ではないかと考えられます。</p> <p>この古墳群で一番大きな土地を持っている方が東京都の杉並区の方と聞いていますので、なかなか管理するのも難しいと思われま</p>
<p>市長</p>	<p>土地の所有者が所有していることを知らないケースもあります。そういったことから、寄附していただけるか交渉するところから始めることが良いかもしれません。</p>
<p>松井委員</p>	<p>開発するためにはそこを発掘調査する必要があると思いますが、企業としても発掘調査費用に多額のお金がかかるようであれば、地主の方としてはその土地は売りたいくても売れないわけですよ。</p>
<p>市長</p>	<p>坂戸市は発掘調査をすると、出土品が出やすい土地が多くありま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>塚のある古墳については、発掘調査をするだけでも数千万円かかると言われてしています。</p>
市長	<p>こうしたことから、手を付けられずそのままになっている土地があるのだと思います。</p> <p>市には受け入れるだけの能力はあるのでしょうか。整備は難しくても、寄附していただき所有権を市に移転してもらうことはできるのではないですか。寄附していただきその後少しずつ発掘調査をして保存していくのはどうでしょうか。また、地主の方から寄附の話をいただいたら、その土地を寄附していただくからには、他の土地も全て寄附を受ける必要があると思います。</p>
松井委員	<p>古墳群の土地所有者は税金を払っているのですか。</p>
事務局	<p>課税されています。</p>
市長	<p>この点からも、売れない土地であれば市から働きかけて寄附していただく必要があると思います。</p> <p>保存といっても個人の所有物のため、市では何もできません。やはり、所有権移転のために寄附をしていただき、その後少しずつお金をかけて整備していくのが良いのではないのでしょうか。</p>
教育長	<p>毛呂山町大類の古墳群の整備は、いつ頃実施していますか。</p>
事務局	<p>詳細な年は不明ですが、坂戸市の塚原古墳群5号墳、6号墳の寄附の話があったのは前年度の話であり、その前年もしくは前々年に、同じ地主の方から大類2号墳の寄附の話があり、毛呂山町は寄附を受けたとのことでした。</p>
市長	<p>坂戸市の考え方を示した上で、地主の方に開発したいのか、寄附を考えているのか、聞いてみてはいかがでしょうか。</p>
蓼沼委員	<p>まずはそうすることが良いと思います。</p>
小川教育長職務代理者	<p>ある土地は市が購入し、他のある土地は市が寄附を受けるのではなく、全ての土地で寄附していただくのが望ましいと思います。</p>

市長	神社は寄附をしていただくのは難しいと思います。
小川教育長職務代理者	神社は古墳のある土地に建てている場合があるので難しいと思います。
市長	それでは協議のまとめに入りたいと思います。
事務局	市で寄附を受け入れた場合、伐採や草刈り等の維持費もかかりますので、こうしたことも考え計画を立てていきたいと思います。また、市へ土地を寄附していただきたいという市の考えを示した上で、地主の方それぞれの考え方を知るためにも、土地の今後の利用について、開発をされるのか、市に寄附をしていただけるのか等について、アンケート等を実施していきたいと思います。
事務局	市長部局としては、アンケートの実施と並行して、寄附を受けた場合の伐採費用や維持管理費用の積算をきちんと行っていただければと思います。
市長	市が寄附を受けるということは、その土地に対して責任が生じることもあり、様々な問題が発生する可能性もあります。寄附を受ける、受けないは別問題として、それぞれの地主の方がどのような考えを持っているか、どのように寄附していただけるかを聞くべきであり、そこから始めないと何も進まないと思います。
市長	ほかに意見等ありますでしょうか。 (なしの声)
市長	市内古墳の保存と活用について、ご協議いただきましてありがとうございました。 今後の業務に生かさせていただきますようよろしくお願いいたします。
市長	次に、次第3協議事項(2)その他について、ですが、意見等を含め何かございましたら、お願いいたします。 (なしの声)

市長	<p>ないようですので、以上で議事を終了したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>続きまして、次第4、その他についてですが、協議事項以外で御意見等を含め何かございましたら、お願いいたします。</p>
市長	<p>私から教育委員会へお願いがあります。現在、スマートフォン、ネット、タブレット等の出現により、子供のいじめ問題が深刻です。ネット上に悪口を書かれると見たくなくなってしまい、次第に追い詰められていってしまいます。そこで、弁護士をお願いをして、子供や保護者が弁護士に相談できる環境を整えて欲しいと思います。その弁護士には出前講座もお願いし、保護者や先生も受講できるようにして欲しいと思います。いじめで命を落としたらこんなに悲しいことはありません。月に5万円の報酬を支払うことは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>予算としては可能であると考えます。また、相談体制についてですが、市長部局としては、教育センター等の様々な相談先がある中で一つの手段として弁護士に相談ができるということ、教育委員会が案内するのが良いのではないかと考えます。</p>
市長	<p>学校の先生に相談するのも良いですし、教育センターに相談するのも良いですし、弁護士に相談するのも良いですし、なかなか身内に相談するのは難しいということがわかってきました。弁護士であれば様々な事例を見ているので一番良いと考えています。教育委員会には是非検討していただければと思います。</p>
教育長	<p>今回の12月議会で、寝屋川市の首長部局に監察課という部署を設置し、いじめ問題に対応している例が出ていました。同じような発想で、教育委員会とは別組織で相談機関があるのは非常に良いことと思います。</p>
市長	<p>どの部署に設置するかは今後の相談で決めていければと思います。いずれにしても、子供の命が一番大切です。ネットのいじめは対面ではないので何でも書くことができ、有名人をはじめとした大人でさえも命を落とす方がいらっしゃいます。便利になればなるほどその弊害が生まれています。</p>

毛利委員	その時の感情で簡単にSNSに投稿できてしまうので、本当に難しいと思います。先程の月に5万円の報酬は件数に関係なくその金額ですか。
市長	件数に関係なく月に5万円と考えています。学校の先生だけで対応できない事案もたくさんあるので良いのではないかと思います。
教育長	学校の先生方も非常に助かるのではないかと思います。
市長	市長とすると、スマートフォンとネットについて、本当は禁止したいくらいに考えています。
教育長	さいたま市ではスクールロイヤー制度があり、国から補助金が出ているのではないかと思いますので調べてみます。
市長	来年、弁護士の配置と、先生や保護者に対する出前講座の開講をお願いしたいです。とにかく命が一番大切です。市としてできることは、子供のためにしっかりとやってあげたいです。ネットは8割便利ですが、非常に怖いものでもあります。
教育長	昨年、市内中学校のいじめの問題で市の顧問弁護士に相談したところ、我々とは違う発想を持っており、そうした方に意見を聞くのは非常に有意義であると思います。
市長	やはり身内に相談するのは難しい部分があります。全く関係ない人に相談するのが良いと思います。それでは、この件について検討をお願いします。
事務局	それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回坂戸市総合教育会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。